

令和6年度

島根県柔道連盟指導員資格養成講習会並びに更新講習会について

2024.3.10

◎令和6年度からの指導員養成及び更新講習に係る主な改正点 * 全柔連 HP に掲載事項

○指導員資格制度運用規則、規程より2024年4月1日から新規の実施

①更新ポイントは、新規により**廃止 2024年度以降、毎年更新**

☞指導者資格有効期限毎年4月1日から翌年3月31日まで

②準指導員資格の**廃止**

全柔連の個人登録及び各資格(審判、指導者、形審査員)登録を行わなかった場合、各種講習を受講しても資格の取得や更新は認められない

指導員資格養成講習会について

1. 受講要件登録、年齢、段位、指導経験等…講習会前日までに満たしていること
2. 年齢…C指導員満18歳以上
現準指導員の皆さんはC指導員資格取得をめざしてください
3. 講習会の形式…「対面講義」、あるいは「対面講義とメディア講義を併用」
島根県では「対面講義」としC、B養成講習会を従来どおり開催

更新講習会について

1. 全柔連が行うオンライン講習会あるいは下記のとおり行う島根県での講習会を選択し受講
島根県としては、今年度は年3回実施、1回1日受講の会場を作る予定です。
なお、全柔連が行うオンライン講習については方法や日程については現在全柔連が内容を検討中です。詳細が分かり次第お知らせします。
2. もし受講できなかったときの再有効化について
有効であった翌年のみ可能
(残念ながら翌々年度以降は再有効化できないので資格を再度受講し取り直し)
3. 更新講習の内容
①コンプライアンス講習 ②審判規程講習 ③安全指導講習 ④島根県版トピックス
以上4講義予定
4. 受講記録
①島根県主催の更新講習に係る受講履歴は、主催者島根県で管理
②全柔連主催のメディア講義に係る受講履歴は、自動的に登録システムに記録
☞自己管理及び県教育普及委員会報告を検討中
5. テキスト
各講習会で指定されたテキストは各自全柔連 HP からダウンロードし準備

紙媒体テキストは廃止

令和6年度 各指導員養成に係る講習会計画

- A指導員養成に係る講習会（1～2名程度）受講者は、島根県で推薦した者を派遣
- C指導員、B指導員の資格取得養成に係る講習会は、以下のとおり（従来どおり実施）
 - *1 「C指導員養成」及び「B指導員養成」に係る講習会は、各年1回実施
 - *2 C指導員養成講習会は6月に1回、B指導員養成講習会は9月に1回、開催

(1) C指導員養成に係る講習会（※開催要項等はHP掲載及び地区連絡～開催期日約1か月前）

※下記日程の1回のみ開催

- ① 期日：令和6年6月29日（土）30日（日）*2日間
- ② 会場：江津中学校
- ③ 内容：講義、実技：12時間（必須）に加え、検定試験レポート
- ④ 受講条件受講要件（登録、年齢、段位）を満たしている者

必ず確認して申込んでください。

受講希望者は、下記の受講要件2点を満たしていること

「C指導員養成」に係る講習会、受講希望者受講要件
全柔連の必要な「個人登録」が、受講申込時点で終了している者
講習会前日までに、満18歳以上、2段以上または教員免許状所持者

⑤ その他

C指導員養成に係る講習会の受講希望者が5人数に満たない場合開催は中止とする。

(2) B指導員養成に係る講習会（※開催要項等はHP掲載及び地区連絡～開催期日約1か月前）

※下記日程の1回のみ開催

- ① 期日：令和6年9月28日（土）・29日（日）*2日間
- ② 会場：江津中学校
- ③ 内容：講義、実技：18時間（必須）に加え、検定試験レポート
- ④ 受講条件受講要件（登録、年齢、段位）を必ず満たしている者

必ず確認して申込んでください。

「B指導員養成」講習会受講希望者は、下記の受講要件3点を満たされている者であること

全柔連の必要な「個人登録」が、受講申込時点で終了している者
講習会前日までに、満20歳以上、3段以上であること

C指導員認定後（*認定書の認定日を確認）から今講習会初日までに2年以上経過している者

⑤ その他

B指導員養成に係る講習会の受講希望者が5人数に満たない場合開催は中止とする。

更新に係る講習会について

* 島根県においては、今年度新方式施行にともない、以下のとおり実施する。今年度の様子を検討し、来年度以降の実施方法を検討する。※開催要項等はHP掲載及び地区連絡～開催期日約1か月前

* 令和6年度の更新に係る講習会は、毎年更新が義務付けられるので、今年度は、実験的に下記の3回を実施する。C指導員及びB指導員養成講習会の日程にあわせて2回の更新講習会、そして更新講習会の単独開催を1回の計3回を実施する。 **※下記の概要をご確認ください。**

令和6年度第1回更新講習会

- ① 期日：令和6年6月30日（日）*1日開催
- ② 会場：江津中学校
- ③ 内容：
 - a) コンプライアンス
 - b) 安全指導
 - c) 審判に係る講習
 - d) その他に係る講義実技
- ④ 受講対象者：指導員資格（A,B,C）保持者、すべてを対象とする
- ⑤ 受講条件 受講対象者は、下記の受講要件が満たされていること
※受講申込みの時点で、全柔連のすべての「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者
- ⑥ 認定※6/30（日）の講習内容を受講により、更新を認可する

令和6年度第2回更新講習会

- ① 期日：令和6年9月29日（日）
- ② 会場：江津中学校
- ③ 内容：
 - a) コンプライアンス
 - b) 安全指導
 - c) 審判に係る講習
 - d) その他に係る講義、実技
- ④ 受講対象者：指導員資格（A,B,C）保持者、すべてを対象とする
- ⑤ 受講条件 受講対象者は、下記の受講要件が満たされていること
※受講申込みの時点で、全柔連のすべての「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者
- ⑥ 認定※9/29（日）の講習内容を受講により、更新を認可する

令和6年度第3回更新講習会

- ① 期日：令和6年12月1日（日）
- ② 会場：江津中学校
- ③ 内容：上記第1回及び第2回の同様の更新講習会に係るカリキュラムにより講義、実技
- ④ 受講対象者：指導員資格（A,B,C）保持者、すべてを対象とする
- ⑤ 受講条件 受講対象者は、下記の受講要件が満たされていること
※受講申込みの時点で、全柔連のすべての「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者
- ⑥ 認定※12/1（日）の講習内容を受講により、更新を認可する

再有効化申請について

決められた有効期間（2024年の1か年）において、更新講習会が未受講の場合は、指導員資格が有効でない状態になります。（更新講習会の未受講者）同様に、全柔連登録に不備があった場合は、指導員資格が有効でない状態になります。そうした場合は、翌年度に限り更新講習会を受講し、再有効申請を行えば、指導員資格は有効な状態になります。

再有効化に関わる講習会は、更新講習会（内容は、各講習会の内容に準ずる）で取り扱います。

必ず、担当者（濱岡、佐々尾）まで、相談のうえ、申し込んでください。

ただし、全柔連登録がなされていない場合は、その対象となりません。

その他

(1)令和6年度における指導員資格に係る関係の講習会すべては、別途（開催約1か月前、地区連絡及びHP掲載）要項等により確認して、所定の申込用紙にて期限までに申し込んでください。

(2)指導員養成に係るすべての問い合わせは、教育普及委員会（濱岡、佐々尾）までお願いします。

*問合せ先

①濱岡繁人 090-4692-2889

②佐々尾義明 090-7972-4748

指導員資格に係る要件は、すべて指導員の資質に係る**自己責任を原則**として行いますので、管理、運用は、個人の責任によってお願いします。